



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年10月11日金曜日 第2512号

## ◇ 目 次 ◇

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	（保健福祉課）... 798
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	（ " ）... 799
介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定.....	（ " ）... 799
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	（ " ）... 799
介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定.....	（ " ）... 800
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	（ " ）... 800
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	（ " ）... 800
指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....	（ " ）... 800
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	（ " ）... 801
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	（経営支援課）... 801
保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....	（森林整備課）... 802
土地収用法に基づく事業の認定.....	（用地課）... 802
公共測量の実施の通知（2件）.....	（道路維持課）... 803
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	（東予地方局管理課）... 804
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 804
道路の供用開始（県道桜井山路線）.....	（東予地方局今治土木事務所）... 804
介護員養成研修事業者の指定.....	（中予地方局地域福祉課）... 804
建設業者の許可の取消し.....	（中予地方局管理課）... 804
道路の区域変更（県道松山川内線）.....	（ " ）... 805
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	（中予地方局建築指導課）... 805
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	（南予地方局愛南土木事務所）... 805
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 806
道路の供用開始（県道池田中山線）.....	（ " ）... 806

## 公 告

県税システム端末機器一式の借入れ.....	（税務課）... 806
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	（男女参画・県民協働課）... 807
准看護師試験の施行.....	（医療対策課）... 807
総合情報システムの借入れ.....	（障害福祉課）... 807
県立学校インターネット実習対応パソコン等の借入れ.....	（高校教育課）... 808

## 公営企業告示

落札者等の告示.....	（公営企業管理局総務課）... 809
病院の業務にかかる公金の収納の事務の委託.....	（ " ）... 809

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1093号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1079-12	新居浜協立病院	新居浜市若水町1-7-45	平成24年4月1日

株式会社訪問看護ステーション笑む	南宇和郡愛南町一本松3375番地3	訪問看護ステーション笑む	南宇和郡愛南町一本松3375番地3	平成25年8月1日
株式会社フォローアップ	宇和島市吉田町立間1番耕地3660番地	株式会社フォローアップ	宇和島市吉田町立間1番耕地3660番地	平成25年8月22日
一般社団法人在宅ケアサポートゆらり	宇和島市保手五丁目1番16号	訪問看護ステーションゆらり	宇和島市保手五丁目1番16号	平成25年8月23日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	ヘルパーステーション野の花	新居浜市南小松原町8番68号	平成25年8月30日
サポートエヒメ株式会社	伊予郡松前町大字上高柳575番地3	ヘルパーステーション太陽がいっぱい。	伊予郡松前町大字上高柳575番地3	平成25年9月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター登道	西条市大町1572番2-2	平成25年9月2日
株式会社ライフ・シェアリング	北宇和郡鬼北町大字興野々1607番地	ライフ・シェアリング訪問看護ステーション	北宇和郡鬼北町大字奈良4134番地1	平成25年9月3日

○愛媛県告示第1094号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人誠志会	伊予郡砥部町麻生40番地1	とべ居宅介護支援事業所	伊予郡砥部町麻生40番地1	平成25年6月1日
有限会社萩の台	新居浜市萩生130番地の57	カミングケアステーション	新居浜市政枝町二丁目3番32号	平成25年8月2日

○愛媛県告示第1095号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社フォローアップ	宇和島市吉田町立間1番耕地3660番地	株式会社フォローアップ	宇和島市吉田町立間1番耕地3660番地	平成25年8月22日

○愛媛県告示第1096号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1079-12	新居浜協立病院	新居浜市若水町1-7-45	平成24年4月1日
株式会社訪問看護ステーション笑む	南宇和郡愛南町一本松3375番地3	訪問看護ステーション笑む	南宇和郡愛南町一本松3375番地3	平成25年8月1日

株式会社フォローアップ	宇和島市吉田町立間1番耕地 3660番地	株式会社フォローアップ	宇和島市吉田町立間1番耕地 3660番地	平成25年8月22日
一般社団法人在宅ケアサポートゆらり	宇和島市保手五丁目1番16号	訪問看護ステーションゆらり	宇和島市保手五丁目1番16号	平成25年8月23日
サポートエヒメ株式会社	伊予郡松前町大字上高柳575番地3	ヘルパーステーション太陽がいっぱい。	伊予郡松前町大字上高柳575番地3	平成25年9月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター登道	西条市大町1572番2-2	平成25年9月2日
株式会社ライフ・シェアリング	北宇和郡鬼北町大字興野々1607番地	ライフ・シェアリング訪問看護ステーション	北宇和郡鬼北町大字奈良4134番地1	平成25年9月3日

## ○愛媛県告示第1097号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社フォローアップ	宇和島市吉田町立間1番耕地 3660番地	株式会社フォローアップ	宇和島市吉田町立間1番耕地 3660番地	平成25年8月22日

## ○愛媛県告示第1098号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
つばき合同会社	(変更後) 西条市壬生川44	ホームヘルプサービス檜の里	(変更後) 西条市壬生川44	平成25年6月1日
	(変更前) 西条市喜多台413-14		(変更前) 西条市喜多台413-14	

## ○愛媛県告示第1099号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
つばき合同会社	(変更後) 西条市壬生川44	ケアサポートプラン檜	(変更後) 西条市壬生川44	平成25年6月1日
	(変更前) 西条市喜多台413-14		(変更前) 西条市喜多台413-14	

## ○愛媛県告示第1100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地及び

介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予 防 事 業 者 ） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
つばき合同会社	（変更後） 西条市壬生川44	ホームヘルプサービス椿の里	（変更後） 西条市壬生川44	平成25年6月1日
	（変更前） 西条市喜多台413 - 14		（変更前） 西条市喜多台413 - 14	

○愛媛県告示第1101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介 護 支 援 事 業 者 ） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社萩の台	新居浜市萩生130番地の52	カミングケアステーション	新居浜市萩生130番地の52	平成25年8月1日

○愛媛県告示第1102号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
（仮称）ドラッグストアモリ西条朔日市店	西条市朔日市字兵衛田322番 外	大規模小売店舗を設置する者の名称	ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ	平成25年8月29日	平成25年9月20日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称				
ドラッグストアモリ東予店	西条市周布618番地1	大規模小売店舗の名称	ドラッグストアモリ西条周布店	ドラッグストアモリ東予店	平成24年11月17日	平成25年9月20日
		大規模小売店舗を設置する者の名称	ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ	平成25年8月29日	平成25年9月20日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1103号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 保安林予定森林の所在場所

西予市城川町遊子谷2602、2607、2682から2685まで、2686の1、2690の1、2691の1

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町遊子谷2602・2690の1・2691の1（以上3筆において次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第1104号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町大川1786、1792

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大川1792（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第1105号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 起業者の名称 四国中央市

2 事業の種類 市道中曽根三島港線改築工事（愛媛県四国中央市中曽根町字溝又地内から同市三島中央二丁目字青木地内まで）

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

愛媛県四国中央市中曽根町字溝又、三島中央五丁目字青木、三島中央三丁目字青木及び三島中央二丁目字青木地内

## (2) 使用の部分

愛媛県四国中央市三島中央五丁目字青木地内

## 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県四国中央市中曽根町字溝又地内から同市三島中央一丁目字陣屋地内までの延長940mの区間を全体計画区間（以下「全体事業区間」という。）とする「市道中曽根三島港線改築工事」（以下「全体事業」という。）のうち、同市中曽根町字溝又地内から同市三島中央二丁目字青木地内までの延長258mの区間（以下「本件事業区間」という。）にかかる、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる事業（以下「本件事業」という。）に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

市道中曽根三島港線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により四国中央市長が市道に認定した道路であり、四国中央市は同法第16条の規定による本路線の管理者である。

また、本件事業は、四国中央市議会において四国中央市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、四国中央市は本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 事業の施行により得られる公共の利益

本件事業は、全体事業区間のうち未施行の区間を施行済の区間と同じ両側歩道を有する最大で幅員15mの2車線道路に改築するものであり、都市再生整備計画に基づく交通の安全確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善等を目的とする社会資本総合整備事業の一環として計画された事業である。

全体事業区間は、四国中央市の主要な産業である製紙工場が立地する臨海部を通る一般国道11号と、高速自動車国道松山自動車道に繋がる一般国道11号川之江三島バイパスを結ぶ路線であるが、一般国道11号と交差する港交番交差点付近では慢性的な渋滞が発生しており、さらに現在、同交差点に接続する重要港湾三島・川之江港において進められている多目的国際ターミナルの整備の進展による交通量の増加が想定される状況にある。

しかしながら、本件事業区間は最少道路部幅員が4.9mと

狭小な1車線道路のため、自動車交通については、平成22年3月に四国中央市が行った調査では本件事業区間の三島口交差点から全体事業区間の起点である一般国道11号バイパス間の混雑度は1.13、同交差点から全体事業区間の終点である一般国道11号間で2.03と混雑状況を呈しており、さらに県道上分三島線との交差点には右折レーンがなく、右折車両の滞留による交通渋滞が発生している状況にある。

また、沿線周辺には小学校・高等学校のほかJR予讃線三島駅があり、公民館等の公共施設や店舗等が集中しているにも関わらず歩道が設置されておらず、市内の主要幹線道路を結ぶ重要な連絡道路としての機能のみならず、市民の生活道路としての機能も著しく阻害されている。

本件事業の完成により、市内の主要幹線道路である一般国道11号と一般国道11号川之江三島バイパス間が両側歩道を有する2車線道路によって連絡され、県道との交差点には右折レーンが設けられることとなり、交通混雑の解消及び歩行者等の安全で快適な交通の確保並びに中心市街地からのアクセスの向上が図られる。加えて、将来予想される多目的国際ターミナルを中心とする市内の物流量の拡大に対応可能な輸送ルートの増加及び緊急・災害時における輸送路が確保されることによる、地域経済の活性化及び地域の危機対応能力の向上にも寄与することが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

#### イ 事業の施行により失われる利益

本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため環境影響評価は実施されていないが、平成23年5月から平成24年2月までの期間に四国中央市が行った調査において本件事業地周辺地域における大気質、騒音、振動については、全体事業区間のうち本件事業区間を除き既に供用を開始している区間を含む地域においても環境基準値を満たしており、本件事業の完成による渋滞の解消に伴い一部の数値はさらに改善することも期待されること、また、本件事業の施行に当たっては、必要に応じて騒音、振動を抑制する対策を講じることとしていることから、生活環境への影響は軽微であると認められる。

また、本件事業地内には、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられず、保全を要する文化財等も確認されていないため、自然環境等への影響は軽微であると推測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、全体事業区間のうち未施行の現道1車線の区間を、交通混雑の緩和及び歩行者等の安全の確保を主な目的として施行済み区間と同じ2車線に拡幅し両側歩道を設置する事業であり、四国中央市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第22号）に定める第4種2級の規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和32年3月30日に都市計画決定され、昭和54年3月9日、同55年2月5日、平成4年2月17日に変更決定された都市計画と、一般国道等との交差

点部分の幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

#### エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早急に施行する必要性

(3)アで述べたように、本件事業区間は全体事業区間のうち2車線両側歩道への拡幅工事が未施行の1車線道路部分であるため慢性的な交通混雑が発生しており、早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、全体事業区間のうち本件事業区間のみ歩道がなく、歩行者等の安全の確保が危惧されており、地元自治会役員等で構成する宮前川周辺地区まちづくり推進委員会より歩道の設置等に対する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

四国中央市役所

#### ○愛媛県告示第1106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中村時広

- |   |      |                              |
|---|------|------------------------------|
| 1 | 作業種類 | 公共測量（道路現況平面図作成）              |
| 2 | 作業期間 | 平成25年10月7日から<br>平成26年1月31日まで |
| 3 | 作業地域 | 松山市の一部                       |

#### ○愛媛県告示第1107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、松野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- |   |      |                              |
|---|------|------------------------------|
| 1 | 作業種類 | 公共測量（道路計画）                   |
| 2 | 作業期間 | 平成25年9月30日から<br>平成26年2月28日まで |
| 3 | 作業地域 | 北宇和郡松野町の一部                   |

○愛媛県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番207	旧	メートル 10.4～19.4	キロメートル 0.050	
			新	13.9～19.4	0.050	

○愛媛県告示第1109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番207	平成25年10月11日

○愛媛県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市片山3丁目119番5地先から 同市片山3丁目193番19まで	平成25年10月11日

○愛媛県告示第1111号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年10月11日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日
聖カタリナ女子高等学校	松山市藤原町468番地	介護職員初 任者研修に 関する課程	平成25年 9月30日

○愛媛県告示第1112号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-22)第14568号	平成22年8月4日	(有)サンテム	島田 英則	松山市今在家1-8-28	平成25年9月6日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般・特-23)第3490号	平成23年9月11日	伸和建设(株)	橋本 勝	松山市太山寺町1086-2	平成25年9月11日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、水道施設工事業 清掃施設工事業	建設業の廃止
(般-22)第13347号	平成23年3月11日	(株)アネスト	安永 義知	松山市北斎院町1061-3	平成25年9月24日	電気工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市福音寺町260番3から 同町70番1まで	旧	メートル 9.1~10.0	キロメートル 0.126	
			新	9.1~12.0	0.126	

○愛媛県告示第1114号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年10月11日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第28号 平成25年10月1日	伊予郡松前町大字昌農内字古宮346番1、347番1、347番3及び347番4	伊予郡松前町大字浜858番地 医療法人 河辺整形外科 理事長 河 邊 憲 郎

○愛媛県告示第1115号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年10月11日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第29号 平成25年10月1日	伊予郡松前町大字徳丸字左原田35番1及び35番8	伊予市米湊834番地20 株式会社 亀岡 代表取締役 亀 岡 英 文

○愛媛県告示第1116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町下久家26番2から 同町久家900番1まで	旧	メートル 35~44.6	キロメートル 0.137	
			新	23.2~51.2	0.137	



○愛媛県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南19番6から 同町大瀬南13番4まで	旧	メートル 5.0～8.0	キロメートル 0.052	
			新	23.5～32.5	0.052	

○愛媛県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南19番1地先から 同町大瀬南13番4まで	平成25年10月11日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
県税システム端末機器一式の借入れと庁内クラウドへのサーバ移行
- (2) 借入物品名及び数量  
県税システム端末機器一式（ハードウェア、ソフトウェア及び保守部品の提供並びに搬入、据置、配線、データ移行、庁内クラウドへのサーバ移行、調整、ハードウェアの保守及び借入期間満了後の撤去等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成26年3月1日から平成31年2月28日まで
- (5) 借入場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告期間中に行う仕様適合確認審査において結果がすべて適と認められることにより、借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 公告期間中に行う仕様適合確認審査において結果がすべて適と認められることにより、借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる受領期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県総務部行財政改革局税務課オンライン管理グループ  
（愛媛県庁本館1階税務課別室）  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 （089）912 2205
- (2) 入札説明書の交付方法  
平成25年10月11日（金）から11月8日（金）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）に(1)に掲げる場所で交付する。
- (3) 入札の日時  
平成25年11月22日（金） 午後2時
- (4) 開札の日時

即時開札

(5) 入札及び開札の場所

愛媛県庁本館 1階システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、納入しようとする物品が、仕様書に要求する条件に適合することを証明する書類を入札説明書に定める期限までに知事に提出し、承認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Tax Accounting System , one set of terminal computers and Server migration to the cloud server in the prefectural office

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 22 November 2013

(3) For further information , please contact: Tax Online Management Section , Tax Affairs Division , Administrative and Financial Reform Subdepartment , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2205

○公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年9月26日	特定非営利活動法人フェロージョブステーション	三好大助	愛媛県松山市西一万町10番地2	この法人は、障がいを持つ人々が精神的・経済的に自立して、生き甲斐、働き甲斐を感じながら社会参加・就労できるようになるために、今後ますます発展を遂げるコンピュータやその領域の知識や技術を利用した仕事の開拓・研修・実習・実務に関する業務を行い、障がい者の社会参画と自立に寄与することを目的とする。

○公告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成25年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第2別館6階大会議室

2 試験の日時

平成26年2月14日（金）13時00分

3 試験願書の提出期間

平成26年1月6日（月）から10日（金）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

〒790 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部管理局医療対策課

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

総合情報システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

総合情報システム1式（使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、調整、設置、保守等1式を含む）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成26年3月1日から平成32年2月29日まで

(5) 借入場所

愛媛県立子ども療育センター

## (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立子ども療育センター事務局  
〒791 0212  
愛媛県東温市田窪2135番地  
電話 (089) 955 5530

- (2) 入札書の受領期限  
平成25年11月22日（金）午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成25年11月22日（金）午前10時00分  
愛媛県立子ども療育センター 1階会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。  
なお、愛媛県立子ども療育センター所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
受領期限：平成25年11月8日（金）午後5時
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

## 要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: General information system, 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 22 November 2013
- (3) For further information, please contact: Secretariat, Ehime Rehabilitation Center for Children, 2135 Tanokubo, Toon, Ehime 791 0212 Japan  
TEL 089 955 5530

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
県立学校インターネット実習対応パソコン等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
県立学校インターネット実習対応パソコン等一式（サーバー25台、パーソナルコンピュータ913台、プリンタ113台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成26年2月1日から平成32年1月31日まで
- (5) 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法

ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した

者であること。

- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912 2951

- (2) 入札書の受領期限

平成25年11月20日(水)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法

平成25年10月11日(金)から11月1日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成25年11月20日(水)午後2時

愛媛県庁第一別館10階教育委員室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成25年11月5日(火)午後5時15分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school computer rooms (Local Area Network), 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 20 November 2013

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 19 November 2013)

- (3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2951

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第11号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年10月11日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
コンピュータ断層撮影システムの借入れ 1式 (月額賃借料/愛媛県立南宇和病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年9月27日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号(剛堂会館内)	5,425,665円	一般競争入札	平成25年8月16日

○愛媛県公営企業告示第12号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成25年10月11日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

- 1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立病院未収金の回収の事務

- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

弁護士法人館野法律事務所 東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号

南雲ビル

- 3 委託期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで